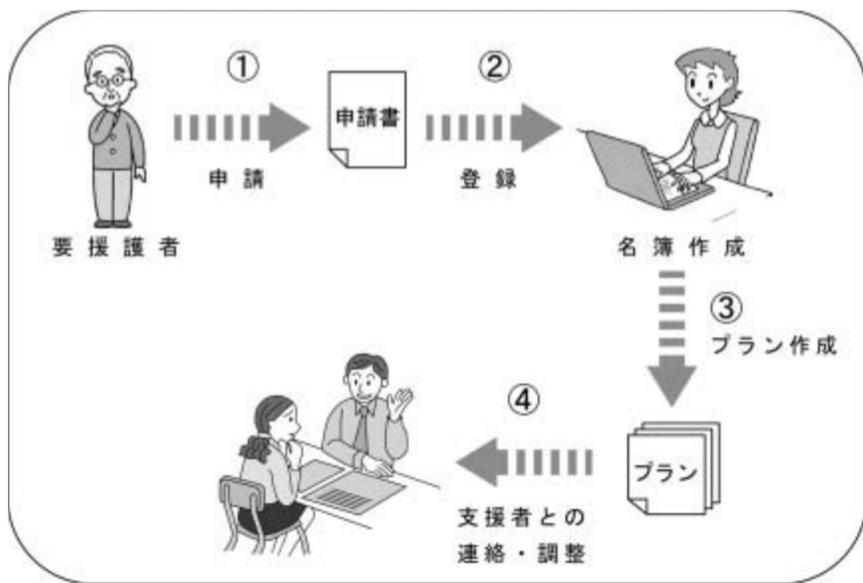
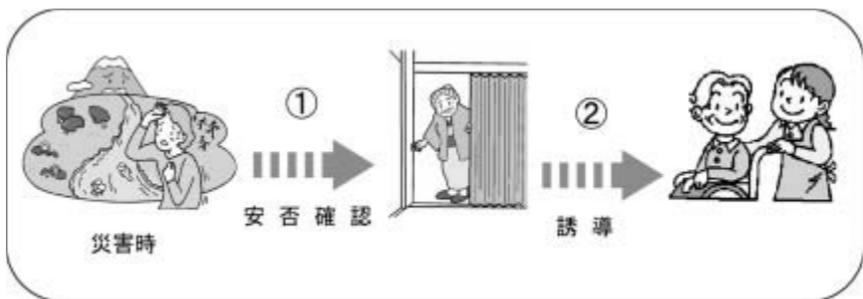


名簿・個別支援プラン作成の流れ



- ①要援護者名簿への登録・個別支援プラン（個別計画）の作成にかかる意思を確認します。
- ②要援護者名簿への登録を希望する方は、災害時要援護者登録申請書に必要事項を記入の上、提出します。
- ③必要に応じて個別支援プラン（個別計画）の作成を行います。回収した災害時要援護者登録申請書・個別支援プラン（個別計画）に基づき情報を集約し、要援護者名簿に登録します。
- ④要援護者名簿を支援者に必要に応じて提供し、要援護者に対する平常時の見守りや災害時の安否確認・誘導に努めます。

災害時の支援体制



- ①災害時、避難支援者が「要援護者名簿」、「個別支援プラン(個別計画)」を基に要援護の安否確認を行います。
- ②避難支援者が要援護者を避難所へ誘導します。

問社会福祉児童課社会福祉班 ☎ (70) 0330

災害が起きたときのために 町災害時要援護者避難支援プランを策定

〈災害時要援護者〉

町では、地震や風水害などの災害が起こったときに、自力で避難することが困難となる方を支援するため、「大網白里町災害時要援護者避難支援プラン」(全体計画)を策定しました。

◇災害時に支援が必要な「災害時要援護者」

災害時要援護者とは、高齢者や重度の障害のある方等、地震や風水害等の災害時に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方のことです。

地域で災害が発生したときは、被災リスクの高い災害時要援護者から支援する必要があります。

- ・ 65歳以上のみの世帯 ※日中に家族が不在の方を含みます
- ・ 要介護認定者で要介護3以上の方
- ・ 身体障害者のうち障害者手帳を所持し、障害の程度が1・2級の方
- ・ 知的障害者のうち療育手帳を所持し、障害の程度がA以上の方
- ・ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を所持し、障害の程度が1級の方
- ・ ※同居の家族がいる方や医療機関・施設等の入院者・入所者を除きます

◇迅速な避難を助ける「町災害時要援護者避難支援プラン」(全体計画)

「大網白里町災害時要援護者避難支援プラン」(全体計画)は、災害時要援護者の居住地や生活状況を把握するため、災害時要援護者ご本人からの申請により、あらかじめ災害時要援護者名簿に登録していただき、災害発生時に迅速な避難等の支援が行えるようにしておくためのものです。

登録者の情報は、平常時から支援者(東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会および自主防災組織)と共有します。

なお、登録いただいた情報の共有・管理に際しては、守秘義務を確保するなど、適切な個人情報管理を行います。

福祉カー (ゆうあい号)が利用できます



町では、心身障害者(児)や高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的として、福祉カーの貸し出しを行っています。

- ▼対象者 町内在住の心身障害者(児)、高齢者および家族
- ▼貸し出し車両 福祉カー「ゆうあい号」
- ※車いす固定装置付き
- ▼貸し出し期間 2日以内
- ▼利用料 無料
- ※使用した燃料は返却時に同量補給すること
- ▼必要書類 運転免許証、身体障害者手帳もしくは介護認定証など ※写し可
- ▼その他 利用3日前までに申請が必要となります

問・問社会福祉児童課社会福祉班 ☎ (70) 0330

ねんきんナビ

人生の節目には年金も届出を忘れずに

就職や、退職、結婚など人生の節目には年金の届出が必要です。

届出を忘れると、将来受け取る年金が少なくなったり、受給できなくなったりする場合があります。

次のようなときは必ず町に届出してください。

〈届出が必要なとき〉

- ・ 20歳になったとき (厚生年金や共済組合に加入していない方)
 - ・ 退職したとき
 - ・ サラリーマンに扶養されている配偶者 (国民年金第3号被保険者) が扶養から外れたとき、またはサラリーマンが65歳になったときの配偶者
- ※就職したときやサラリーマンの配偶者として扶養に入り国民年金第3号被保険者に該当するときは、勤務先で手続きをしてください

◎保険料の改正

平成23年4月から平成24年3月までの国民年金保険料は1カ月15,020円となります。

問千葉年金事務所 ☎ 043 (242) 6320
住民課国保年金班 ☎ (70) 0334

地域包括支援センターだより

44

「高齢者の家庭内の事故を防ぎましょう」

65歳以上の事故の半数以上が家庭内で起こっており、交通事故で亡くなる高齢者の約3倍が家庭内の事故で亡くなっています。

我が家に潜む危険を知り、安全・安心な毎日を過ごしましょう。

◇事故の発生場所と内容

家庭内の事故が最も多いのは居室、次いで階段、台所、庭、浴室の順になっています。内容としては打撲、骨折、やけどがほとんどを占めています。

また、いつ事故が起きているかを見ると「歩いている時 (階段の昇降を含む)」の事故が最も多く、「台所での調理中」「入浴中」も目立っています。

◇家庭内の事故を予防するために

- ①階段や床での転倒を防ぐ
床の段差をなくす工夫をする、階段・廊下等に手すりをつけたり明るい照明をつけたりする、床や階段につまずきそうな物を置かない、滑りやすい靴下やスリッパは履かないなどの工夫が必要です。
- ②浴室での溺水・やけどを防ぐ
心臓に負担をかけないよう浴室や脱衣所を

温めてから入浴したり、給湯やシャワーの湯温が熱くなりすぎないようにしたりしましょう。

- ③屋根や脚立からの転落事故を防ぐ
高所での作業はなるべく若い人や本職に任せ、一人での作業は避けましょう。
- ④衣類に着火する事故を防ぐ
袖やすそが広がった衣類は注意し、防炎性のパジャマやエプロンを利用しましょう。
- ⑤窒息事故を防ぐ
食事の際はお茶や水でのどを湿らせてから少しずつよくかんで、食材は小さく切って食べましょう。周りの人は、急に話しかけるなど、慌てさせないように注意しましょう。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

問地域包括支援センター
☎ (70) 0439 FAX (70) 1093
在宅介護支援センター-おおあみ緑の里
☎ (73) 5146
在宅介護支援センター-杜の街
☎ (70) 1666